

保険・年金



国民健康保険・後期高齢者医療の医療費通知について

国民健康保険・後期高齢者医療に加入の皆様にご確認いただくため、表のとおり医療費通知を送付しています。

医療費通知の送付時期

後期高齢者医療		国民健康保険	
送付月	対象期間	送付月	対象期間
10月	1～5月診療分	4月	1・2月診療分
2月	6～10月診療分	6月	3・4月診療分
6月	11・12月診療分	8月	5・6月診療分
		10月	7・8月診療分
		12月	9・10月診療分
		2月	11・12月診療分

この通知は、確定申告時における医療費控除の明細書として使用することが可能ですが、確定申告手続きの際にお手元に届いていない分につ

きましては、領収書をご使用いただきますようお願いいたします。

問合せ先

国民健康保険の医療費通知
保険医療課

☎ 444・3168

FAX 443・3555

後期高齢者医療の医療費通知

愛知県後期高齢者医療広域連合
給付課

☎ 955・1205

FAX 955・1298

医療費の適正化にご協力を

皆様が医療機関等にかかったときの医療費は、皆様が納めている保険料(料)でまかなわれています。柔道整復師(接骨院・整骨院)や鍼灸師による施術を受けるときは、健康保険を使用する範囲を正しく理解し、適切に受診しましょう。

【保険医療の対象となるもの】

△柔道整復▽

骨折、脱臼、打撲及び捻挫等の損傷に対する施術を受ける場合

△あんま・マッサージ▽

筋麻痺、関節拘縮等で医療上マッサージを必要とする場合

△はり・きゅう▽

神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五

十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症等の慢性的な疼痛を主訴とする疾患の治療を受けた場合

【保険医療の対象とならないもの】

- ・ 病院や診療所などで、同じ症状に対する治療を受けている場合
- ・ 単なる肩こり、筋肉疲労や慢性的症状に対する施術を受ける場合
- ・ 疲労回復や慰安目的、疾病予防の施術を受ける場合

【施術を受ける際の注意事項】

- ・ 施術を受けるには、医師の同意書または診断書が必要です。(骨折及び脱臼の応急手当を受ける場合を除く)
- ・ 施術を受けた後、「療養費支給申請書」の内容をよく確認し、必ず自分で署名してください。
- ・ 領収書を毎回発行してもらい、保管してください。
- ・ 施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられるので、医師の診察を受けましょう。

診察を受けましょう。

問合せ先 保険医療課

☎ 444・3168

FAX 443・3555

国民健康保険に関する届出について

次のような場合は、届出が必要ですので、14日以内に手続きをしてください。

△加入する場合▽

- ・ 他の市町村から転入したとき
- ・ 職場の健康保険をやめたとき
- ・ 子どもが生まれたとき
- ・ 生活保護を受けなくなったとき

△やめる場合▽

- ・ 他の市町村に転出するとき
- ・ 職場の健康保険に加入したとき
- ・ 死亡したとき
- ・ 生活保護を受けるようになったとき

△その他▽

- ・ 住所や氏名が変わったとき
- ・ 世帯主が変わったとき
- ・ 保険証を失くしたり破損したとき

届出の理由により、必要なものが異なりますので、事前にお問い合わせください。

問合せ先 保険医療課

☎ 444・3168

FAX 443・3555

環境・衛生



生活騒音について

生活騒音とは「テレビの音」「ピアノの音」「ドアの開閉音」「話し声」など家庭生活に伴って発生する音のことをいいます。そのため、全く出さないうというわけにはいきません。

しかし、音は人によって感じ方が違います。生活する上で避けられない音や自分にとっては気にならない音でも、周りの人にはうるさい音や不快な音として受け取られる場合があります。このことをお互いが認識し、日頃から自分が出す音に注意を払い、不必要な音を出さない配慮と、音を小さくする工夫をお願いします。

※一般家庭から発生する生活騒音は、法律などの規制の対象となりません。

問合せ 環境衛生課

☎444・3132

FAX 443・3555

ごみ収集車（パッカー車）の火災事故防止にご協力ください

ごみ収集車の火災事故は「スプレー缶」「ガス缶」「ライター」「乾電池（充電池・ボタン電池）」が混入していることが原因です。

車両火災は、重大な事故につながる恐れがあるとともに、収集作業にも影響が出ます。適切に処理することで、火災を未然に防ぐことができます。安全な回収にご協力ください。

「スプレー缶」「ガス缶」「ライター」「乾電池（充電池・ボタン電池）」の出し方

①「資源ごみ」として出してください。不燃ごみではありません。

収集日は、毎月1回（七宝地区：第2水曜日、美和地区：第3水曜日、甚目寺地区：第4水曜日）、午前9時までに、各地域のごみステーションに出してください。

②あま市リサイクルステーション

（甚目寺庁舎駐車場内）に直接持ち込むこともできます。毎日：午前9時から午後5時まで（土・日曜・祝含む。ただし12月31日～翌1月3日までは除く）

問合せ 環境衛生課

☎444・3132

FAX 443・3555

土木



津島警察署からのお知らせ

あま市二ツ寺三本松地区内の信号機（一灯点滅式）を3月ごろに撤去を予定しております。

撤去の理由は

「災害に弱い」「維持管理面で費用を要する」「通行方法が周知されていない」等です。

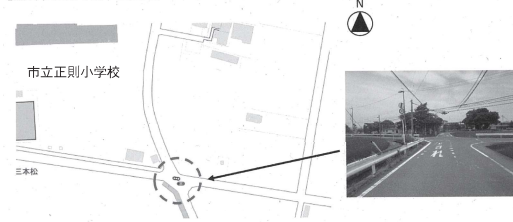
信号機を撤去する交差点には「一時停止規制」を実施いたします。

標識は電光式を設置し、交差点内にカラー塗装等の路面標示で注意喚起することから、これまで以上の安全性が確保されるものと思われ、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

問合せ 津島警察署 交通課

☎0567・24・0110

【撤去予定信号機 位置図】



都市計画



名古屋都市計画 生産緑地地区の変更案の縦覧

生産緑地地区の変更案を次のとおり縦覧します。

縦覧期間中、この案に意見のある方は市に対して意見書を提出することができます。

縦覧期間 1月11日（火）～25日（火）午前8時30分～午後5時15分（土・日曜・祝日を除く）

縦覧場所 都市計画課（本庁舎）

問合せ 都市計画課

☎441・7112

FAX 441・8387

